

## 南麻布三丁目保育室終了後の用地等の一時的な利用について

令和6年3月の南麻布三丁目保育室終了後の土地及び建物（以下「本用地等」といいます。）について、日中サービス支援型グループホーム及び障害者（児）居場所づくり事業活動場所の整備に係る工事が着手するまでの間、一時的に「みなとこども誰でも通園事業」の実施場所として利用します。

### 1 本用地等の概要

#### (1) 概要

住居表示	港区南麻布三丁目5番15号
地番	港区南麻布三丁目87番
竣工年月	昭和51年12月（築47年）
敷地面積	1,107.28㎡
建物延床面積	1,517.54㎡
構造	鉄筋コンクリート造地下1階地上4階

#### (2) 位置図（本用地等 =           ）



### 2 本用地等の利用状況

本用地等は、昭和52年4月から平成26年8月までの37年間、港区立本村保育園として利用していました。平成27年4月から現在に至るまで、南麻布三丁目保育室として利用していますが、南麻布三丁目保育室は令和6年3月をもって終了します。

### 3 本用地等の一時的な利用について

#### (1) 本用地等の利用

本件土地については、日中サービス支援型グループホーム及び障害者（児）居場所づくり事業活動場所を整備することを、令和4年12月21日の総務常任委員会で報告しています。

現在、整備に当たっての整備計画の策定を進めていますが、令和8年度の工事着手までの間、本用地等を一時的に利用することが可能です。

本用地等は、現在、保育施設として利用しているため、保育関連施設であれば、建物の用途変更や改修工事を行わずに利用できます。初期費用や賃料等の施設使用に関する費用が抑えられること等の理由から、本用地等を「みなとこども誰でも通園事業」の実施場所として、一時的に利用することとします。

#### (2) みなとこども誰でも通園事業の概要

対象児童	教育・保育施設等に在籍していない、 生後4か月から5歳児クラスの年齢の乳幼児
利用頻度	週2、3日の定期利用
利用曜日	月～金の中から選択（固定） ※土日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
利用時間	午前9時～午後5時の範囲で選択（時間は月単位で固定）

#### (3) 一時利用期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで（2年間）

### 4 今後のスケジュール(予定)

令和6年3月 南麻布三丁目保育室終了

4月 本用地等の一時利用開始

令和8年3月 本用地等の一時利用終了